

庄内地区における共助型交通の取り組み

令和5年6月27日
庄内地区社会福祉協議会

- 1.本市の共助型交通導入に向けた取組の背景・経緯
- 2.庄内地区の地域性、現状
- 3.庄内地区社会福祉協議会による事業の内容
- 4.事業スケジュール
- 5.関係者との調整経緯
- 6.行政の支援

1 本市の共助型交通導入に向けた取り組みの背景と経緯

人口減少、少子高齢化等を背景とした路線バスの撤退等により、市内では公共交通空白地が顕在化している。これまでは、こうした地域の交通手段として地域バスの導入を行ってきたが、多くの地域で利用率の向上が課題となっていることから、持続可能な地域交通の在り方の検討が必要となっていた。

そうした中、他地域で取組が始まっていた「自家用車を活用した共助型の交通」は、地域内のコミュニケーションや繋がりの強化、地域の活性化により、本市が目指す共助型社会の構築に寄与することが期待されると判断し、モデル地区においてこの取組を支援・推進することとした。

令和2年11月 道路運送法改正
・運行管理や車両の整備管理について一般旅客自動車運送事業者（バス・タクシー事業者）が協力する「事業者協力型自家用有償旅客制度」が創設された

令和3年 3月 「浜松版MaaS構想」を策定
“交通・生活課題”の解決や、“安全・安心”な暮らしの確保への取組
➤自家用車を使った乗り合いの促進
➤異なる交通手段の連携や一体的運用・運営

3月 株式会社博報堂と「持続可能な地域交通の確立に関する覚書」締結

4月 庄内地区を共助型交通のモデル地区に選定

<庄内地区の交通状況>

【路線バス（遠鉄バス館山寺線）】

- 館山寺町バス停までは1時間に2便程度
- 館山寺町バス停から南については
午前は1時間に1便、午後は2時間に1便

【タクシー】

- 庄内地区内および近隣地域に営業所なし
- JR駅には待機タクシーがいることはあるが、
常駐ではない。



2 庄内地区の地域性、現状

<浜松市西区庄内地区>

庄内地区は、9つの町（深萩町、呉松町、平松町、白洲町、舘山寺町、庄内町、協和町、庄和町、村櫛町）からなり、舘山寺地域は温泉を中心とした娯楽施設が多く存在し、市内でも有数の観光地です。

市の中心街からは遠く、地区内には商業施設が少ない。

交通については平成26～27年にかけて路線バスが3路線撤退、タクシーの営業所も撤退するなど、公共交通の脆弱性が顕在化している。



<事業主体決定の経緯と取組>

- 令和3年 5月 地域で自治会連合会を中心に事業主体となる団体の検討を開始
- 1 1月 地域の有志による 「共助型交通を考える有志会議」が発足
- 令和4年 4月 庄内地区社会福祉協議会との調整
- 9月 庄内地区社会福祉協議会が「共助型交通」の事業主体となることを意思決定
- 令和5年 2月 庄内地区における「共助型交通」の事業内容を決定
- 5月 有志会議メンバーが、庄内地区社会福祉協議会へ加わり、地区社協の中に交通部会を設置
- 5月～7月 庄内地区社会福祉協議会が庄内9町で説明会を実施

<地域住民の声>

- 地域住民との意見交換会、ワークショップの実施
- シニアクラブへのヒアリング
- 住民アンケートの実施
- 庄内9町での住民説明会 など

庄内地域は商工会青年部のような組織が無く、地域全体の振興を考える若い世代の集まりがない。世帯数が多い町では個別に活動している団体が多少あるが、町を超えた繋がりが少ない状況。

(自治会連合会との調整時の意見)



会員減少などにより活動を休止するシニアクラブが増加している。また、コロナ禍もあって集まりの機会も減ってしまい、高齢者が外出する頻度も減ってきていると思う。
(村櫛シニアクラブへのヒアリング)

高校への通学に自転車を使ってバス停や駅へ行く子が多いが、距離が遠いため雨の日などは親が送って行くなど、高校生の通学には課題が多い。

(意見交換会：高校生を持つ親)



<庄内地区社協が共助型交通で目指すもの>

移動に困っている人と、地域のために何かしたいと思っている人をマッチングする事業



高齢者の外出を促進することで、健康寿命の延伸に寄与する



「誰かのために役立っている」「地域に貢献している」という充足感、生きがいづくり



地域の活性化！



地域の若手が事業に協力することによる新たな地域振興活動への発展



高校生の通学課題解決で、若い世帯の転出抑止、移住促進



3 庄内地区社会福祉協議会による事業の内容

項目
運行主体
自家用有償旅客運送の種別
旅客の範囲
運行の区域
運送の対価
住民ドライバーの条件等、就任予定者
運行管理
事故発生時の対応

運行主体（事業実施団体）

団体名 庄内地区社会福祉協議会

代表者 会長 安間 清弘

所在地 浜松市西区庄内町14番地の5
（庄内協働センター内）

役員数 43名

自家用有償旅客運送の種別

種別 交通空白地有償運送
(事業者協力型)

運送しようとする旅客の範囲

旅客の範囲 会員登録者 (登録費および年会費無し)

※共助型交通への会員登録をしていない観光客などは利用することはできない。

運送の区域

庄内地区内および近隣交通結節点4か所 (すじかい橋バス停、山崎バス停、JR弁天島駅、JR舞阪駅)

<区域決定で考慮した点>

交通結節点と繋ぐことにより、既存交通の利用も促進されることを期待している。(相乗効果)

また、JR駅には待機タクシーがいる可能性があることから、共助型交通は往路のみとし、帰りは利用できないこととした。

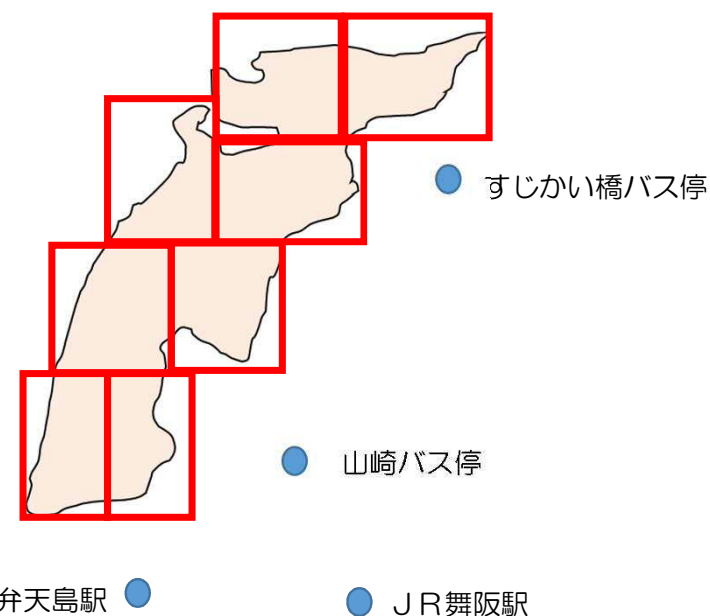


運送の対価

乗車場所は利用者の自宅付近となり、地域内に多数の乗車場所が設定されるため、地域をある程度のブロックに分け、各ブロックの中心付近間および近隣交通結節点間のおおよその経路距離で対価を設定する。

トラブルを避けるため、支払い方法は現金ではなくチケット制とする。

ブロック距離	利用料金
～ 3 kmまで	300円
～ 5 kmまで	400円
～ 7 kmまで	600円
～ 9 kmまで	800円
～11kmまで	1,000円
上記を超える距離	1,200円



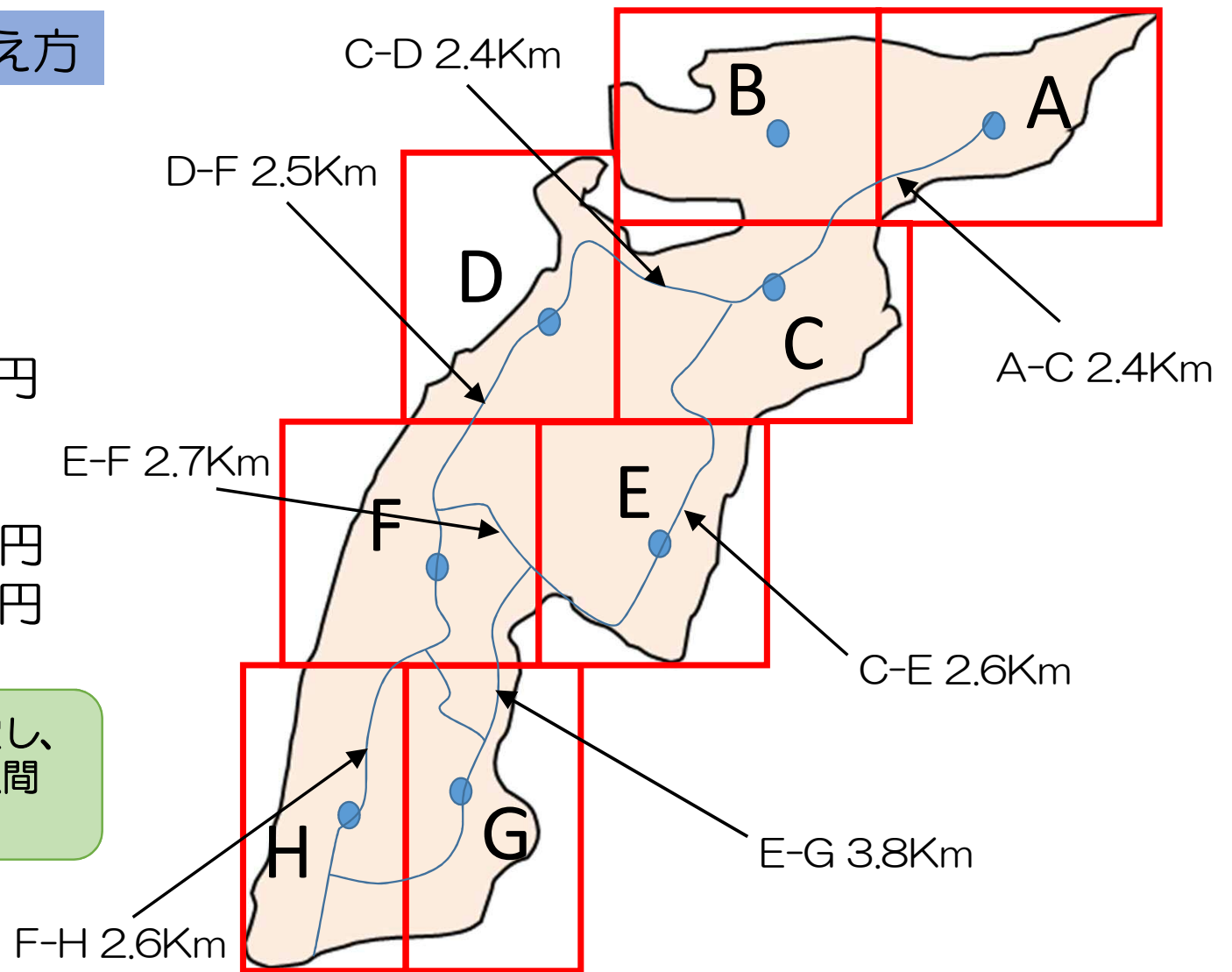
参考：タクシー料金 ～1.2km 600円 以降311mごとに90円加算

ブロック間の経路距離の考え方

AからC 2.4Km→300円
AからD 4.8Km→400円
AからF 7.3Km→800円
AからH 9.9Km→1,000円

CからF 〇4.9km→400円
× 5.3Km→600円

ブロック内の起点となる場所を決定し、
主要な道路を通過して到達する起点間の
最短距離とする。



住民ドライバーの条件等

要件項目	内容
年齢	上限75歳
技術、適性	ゴールド免許、またはブルー免許＋無事故証明
その他	個人で任意自動車保険へ加入している ※保険内容が規約を満たしているかは、運行主体で確認を行う
	スマートフォンを保有し、簡易な操作が出来る
	ささえ合いの気持ち（謝礼は200～600円）

※交通空白地有償運送運転者講習の受講に係る費用は実施主体が負担

ドライバー規約を承認いただいた方と自家用車の使用承諾書を交わす。

住民ドライバー（運転者）就任予定者（6/27現在13人）

	性別	年齢 (歳)	運転免許の種類	
			区分	種類
Aさん	男性	72	第一種	普通免許
Bさん	男性	70	第一種	普通免許
Cさん	男性	70	第一種	普通免許
Dさん	男性	68	第一種	普通免許
Eさん	男性	52	第一種	普通免許
Fさん	男性	50	第一種	普通免許
Gさん	男性	49	第一種	普通免許
Hさん	男性	49	第一種	普通免許
Iさん	男性	49	第一種	普通免許
Jさん	男性	45	第一種	普通免許

	性別	年齢 (歳)	運転免許の種類	
			区分	種類
Kさん	男性	45	第一種	普通免許
Lさん	男性	40	第一種	普通免許
Mさん	男性	39	第一種	普通免許

交通空白地有償運送運転者講習については
国への申請前に受講予定

運行管理 ※調整中

団体名 光タクシー株式会社

所在地 浜松市中区鴨江3丁目56番5号

<実施業務>

- アプリを使えない会員からの電話による予約への対応
- 運行前および運行後の点呼（テレビ会議システムによる遠隔実施）
- 運行当日のキャンセルや事故発生時などの連絡調整

【対面での点呼が困難である理由】

庄内地区に居住する住民ドライバーが、運行のたびに中区鴨江町にいる運行管理者のもとへ行き、対面で点呼を実施した後に庄内地区へ戻り、利用者に乗せて目的地へ運送するというオペレーションは、住民ドライバーの負担が著しく高くなってしまふ。

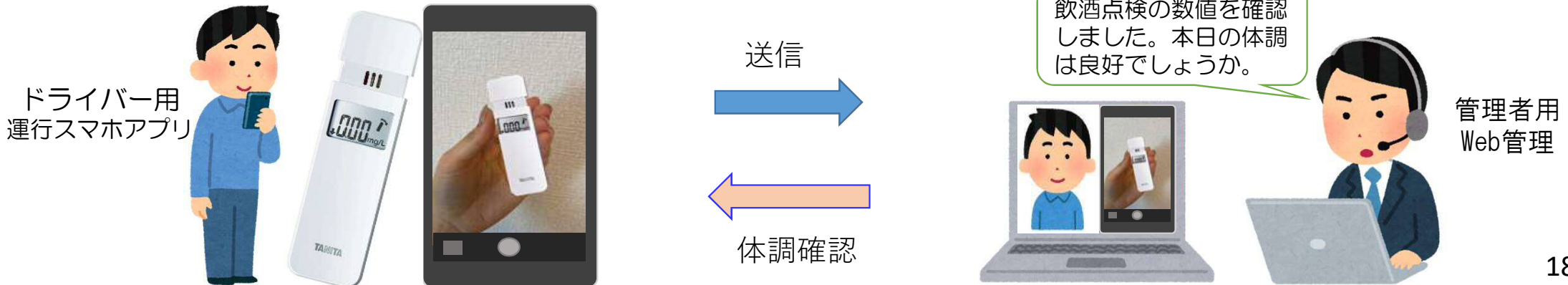
電話予約と運行点呼

利用するには事前予約が必要です。スマートフォンを使用出来る方は、アプリ上で予約することが出来ます。スマートフォンをお持ちでない方や、アプリを使用出来ない方は電話での予約を受け付けます。

<電話予約のイメージ>



<運行点呼のイメージ>

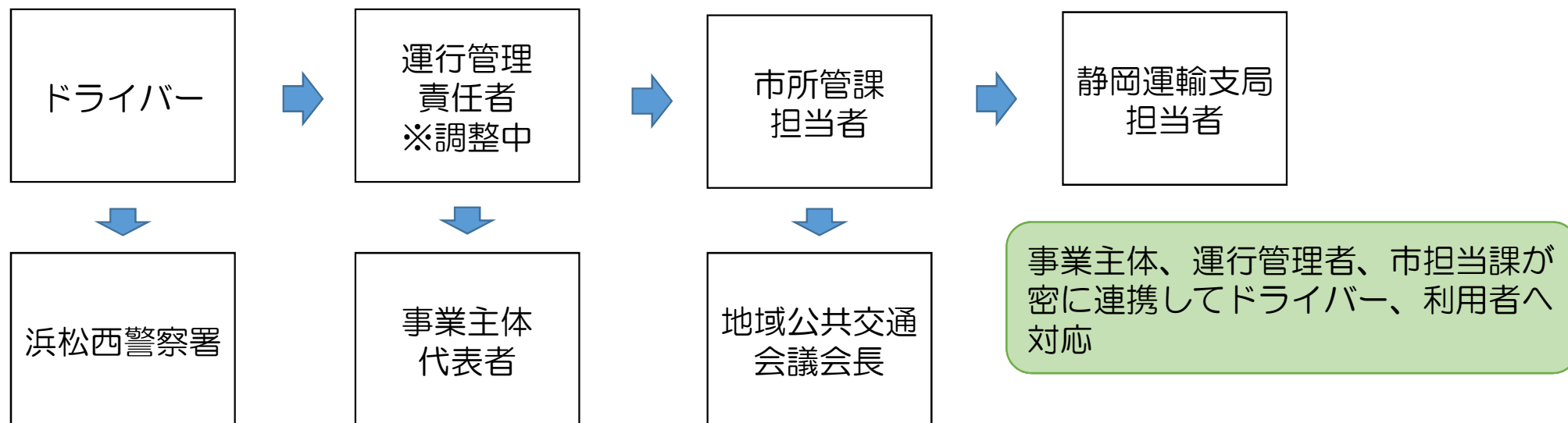


事故発生時の対応

< 損害賠償 >

事故発生時の利用者への補償は、ドライバーが個人で加入している任意保険により優先して対応。ドライバーが付帯した任意保険ではカバーしきれない範囲については、事業主体が付帯する保険により補償する。

< 事故処理連絡体制 >



4 事業スケジュール

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月～
住民説明会	■							
事業準備 (資機材調達ほか)		■						
地域公共交通会議		■						
国への申請			■					
お試し運行（無料）					■			
本運行（有料）								■

最短で9月からの運行（お試し期間）の目指している

5 関係者の調整経緯

浜松市地域公共交通活性化研究会

浜松市地域公共交通会議の下部組織と位置付けられている本研究会を2回開催いただき、委員のみなさまに事業内容のご確認をいただいた。

令和4年10月 第1回 浜松市地域活性化研究会
12月 第2回 浜松市地域活性化研究会

静岡運輸支局

令和3年12月 取組説明
令和5年 3月 取組説明
4月 指摘事項への対応説明
5月 地域公共交通会議および国への申請についての調整

交通事業者

<浜松市タクシー協会>

令和3年 4月 協会会長への説明（以後、随時実施）

令和4年 1月 取組説明

10月 協会6社との個別調整

11月 取組説明 → 庄内地区外の運送先承認

<バス事業者（遠州鉄道(株) >

令和3年 5月 取組説明

7月 取組説明

令和5年 4月 取組説明

6 行政の支援

持続可能な地域交通を目指し、事業主体による自立した運営が可能となるよう以下の支援を行うと共に、令和3年3月に締結した「持続可能な地域交通に関する覚書」に基づく博報堂(株)の協力を得ながら、助走期間においては伴走型で支援を行っていく。

- 事業に必要なとなるマッチングシステムは行政が調達し、事業主体が使用できるようにしていく
- 事業収支に欠損額が生じた場合、運行開始から2年間は行政が補助金で欠損額の全額を支援する（但し、予算の範囲内）